



## ＜神河町特定不妊治療費助成事業のご案内 2021＞

神河町では、平成27年4月から、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成しています。

(事業のご案内)

助成対象者	以下の①～④の全てに該当する方が対象になります ① 法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦であって、特定不妊治療を行った期間及び助成申請日において、神河町に住所を有している方 ② 兵庫県による助成決定を受け、かつ兵庫県以外の地方公共団体から、特定不妊治療費の助成を受けていない方 ③ 国民健康保険その他医療保険に加入している方 ④ 町税を滞納していない方
助成額	兵庫県の助成額を控除した額から、治療1回あたり10万円を上限に助成 ※ただし、兵庫県の治療区分C及びFにあつては5万円を上限に助成
指定医療機関	兵庫県が指定した医療機関 (兵庫県ホームページ等で公表しています)
助成方法	＜申請期間＞ 兵庫県の助成決定を受けた日から3か月以内または助成決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか遅い日 ＜申請書類＞ ① 神河町特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書(様式第1号) ② 住民票の写し(続柄が記載されたもの) ③ 戸籍謄本又は戸籍抄本 ※②により夫婦または事実婚であることを確認できない場合 ④ 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し ⑤ 神河町特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号) または兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ⑥ 指定医療機関が発行した領収書 ⑦ 事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書(様式第3号) ☆振込先の通帳、夫婦それぞれの医療保険被保険証及び印鑑を持参ください。
申請先	神河町役場神崎支庁舎 健康福祉課
申請書類	神河町ホームページからダウンロードまたは神河町健康福祉課の窓口にてお渡しします。
問い合わせ先	神河町健康福祉課 〒679-2414 神河町粟賀町630 TEL: 0790-32-2421

お気軽にお問い合わせください♪

